「本試験によく出る！第４類消防設備士問題集」（新訂第１版） お詫びと訂正

・複数の読者の方から、次の 2 点について問い合わせがありましたので、ここで説明しておきたいと思います。

(1) P.329,問題 2 の病室に設置する感知器は、煙感知器では?という問い合わせについて。

➡確かに、他社の一部のテキストでは煙感知器になっているものがありますが、熱感知器を設置しているからといって、特に誤りではありません(大手メーカーの感知器適応表にも、病室の有窓階には差動式スポット型の記号が表示されています)。

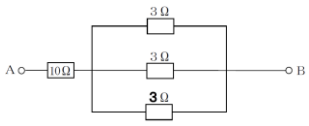
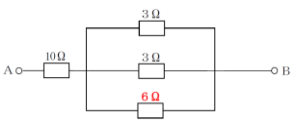
巻末の P.478、資料 10 の②には、ホテルの客室などの就寝施設の欄に煙感知器が○としてありますが、この表は、あくまでも「非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合」という条件があるので、そのような条件がなければ熱感知器でも設置が出来るわけです。逆に、問題の条件に「病室は非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所である」というのがあれば煙感知器を設置する必要があります(その場合、煙感知器には蓄積機能が必要になる)。

なお、就寝施設である当直室も含んで病室 A から病室 C まで煙感知器とした場合は、感知面積が 150 ㎡となるので、個数は P.332 の解答例と同じく各 1 個となります。ちなみに、この問題において、病室の感知器に煙感知器を選択しても、差し支えありません。

(2) P.345【問題 5】のゴミ集積所は定温式の 1 種となっているが、特種なのでは？

➡平成 3 年 12 月 6 日消防予第 240 号の別表第 1 に、煙感知器が設置不可の場所に適応する熱感知器の一覧があり、「ゴミ集積所」については、定温式の特種と 1 種に○があります。よって、1 種でも設置可能となっています。但し、備考欄に「特種が望ましい」とあるので、凡例に特種があれば、特種を設置しておいた方が無難ではあるかと思います。

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
22	【問題 2】		
101	【問題２４】解答欄	（４）	（２）
134	【問題１０】解説 下から３行目	…しかし、階数による場合…が生じます。	また、階数による場合(p. 125、(2)の①) は、「3 階以上」で(各階の)「床面積」が 300m²以上の場合なので、いずれも該当せず、(4)が正解となります。
135	解答欄　【問題１０】	（２）	（４）

184	解答欄【問題３０】	（３）	（２）
196	【問題４５】（１）	…**GR** 型のものとした。	…**G** 型のものとした。
197	**下から１行目を右の文章に入れ替えてください。**	（１）③より，Ｐ型１級発信機と接続する受信機にＧ型受信機は含まれていないので、誤りです。	
278	【問題１８】設問２の解答	C：コック**スタンド**	C：コック**ハンドル**
346	凡例　に追加	 定温式スポット型感知器	１種
386	９～１０行目**赤い部分を削除してください。**	それでいくと、床面積は、２０×１２＝240 ㎡**から、たて穴区画の床面積（６×３）＋（３×７）＝３９㎡を除いた２０１㎡**となります。	
473	下から６行目～4 行目	**●の付いたものは‥‥対象です）。を削除**	